



保護する責任－規範の形成と伝播、実施をめぐる国際政治プロセスの分析

政所, 大輔

(Degree)

博士 (政治学)

(Date of Degree)

2015-03-06

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6409号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006409>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



論文要旨

本論文は、ジェノサイドや大規模な残虐行為からの市民の保護を国家と国際社会に求める「保護する責任」(responsibility to protect) 規範について、その形成と伝播、実施をめぐる国際政治プロセスを理論的かつ実証的に解明することを目的とする。保護する責任に関する先行研究の多くは、概念の意義や限界、政策的示唆などを明らかにしてきた一方で、規範の形成や発展のプロセスについては時系列的な記述にとどまってきた。保護する責任をめぐる国際政治プロセスを分析する既存の研究は、規範の形成と伝播、実施のいずれかの側面にのみ着目しており、これらの側面を総合的に分析する研究はほとんど存在しない。

以上を背景として、第一章では、規範の形成と伝播を説明する際に用いられてきたコンストラクティビズム（社会構成主義）の既存のモデルを批判的に検討したうえで、本研究の分析枠組みを構築する。既存のモデルでは検討が十分でない規範の形成と実施の側面を枠組みに組み込む。また、規範の形成と伝播を促すメカニズムとして説得に加えて交渉の重要性と、規範の実施については当事国の発言や関連決議の文言、実際の措置を検討する必要性を指摘する。

第二章では、1990年代の人道介入と国家主権をめぐる規範の対立によって、深刻な人道危機の犠牲者の保護に関する新たな規範への需要が国際的に高まったことを指摘する。こうした背景のもと、カナダ政府が設立した「介入と国家主権に関する国際委員会」(ICISS) が、カナダ政府や国際連合（国連）事務総長らの支援を受けつつ、規範起業家として人道介入と国家主権の競合関係を調整するとともに、保護する責任の用語を考案してアクターの発想転換を促そうと試みたことを示す。

第三章では、2005年国連総会首脳会合（世界サミット）の成果文書の草案作成交渉を分析し、パッケージ・ディール交渉によって保護する責任に関する合意が達成されたことを明らかにする。カナダ政府は当初、途上国や一部の欧米先進国に対して保護する責任を受容するよう説得を試みたが、成功しなかった。そのため、当時の国連改革をめぐる機運を利用し、保護する責任を取り上げるよう国連事務局に働き掛けた。アナン（Kofi Annan）国連事務総長が成果文書の草案のたたき台として作成した事務総長報告に保護する責任が盛り込まれ、加盟国間で議論することが可能となった。交渉の結果、加盟国間の妥協のうえに保護する責任が合意されるに至った。

第四章では、2006年以降、特に潘基文国連事務総長や事務総長特別顧問、非政府組織

(NGO)らの説得活動によって、保護する責任に対する加盟国の支持が拡大してきたことを示す。その結果として、2009年7月に開催された保護する責任に関する国連総会テーマ別会合では、加盟国の多くが保護する責任への支持を明言し、その後、グアテマラ国連大使のローゼンタール（Gert Rosenthal）が主導して総会決議の採択を成功させた。2010年以降、国連事務総長報告に基づき毎年開催される総会相互対話の参加国が増加するとともに、保護する責任に好意的な発言が多くみられるようになってきた。この過程では、ブラジルが保護する責任の理解を深めるために新たな概念を提示するなど、一部の途上国の建設的な関与がみられるようになりつつある。

第五章では、2011年2月のリビア危機や同年3月のシリア危機などに対する国連安全保障理事会（安保理）の意思決定を分析する。リビア危機などの非常に例外的な状況で、保護する責任に基づく強制措置が実施されうる一方で、強制措置の発動には依然として主要な途上国の抵抗が根強いことが明らかとなる。他方、保護する責任に基づく国際協力的な安保理の活動は増加傾向にあり、強制措置に至らない範囲で規範が着実に実施されつつある。テーマ別の安保理決議や個別事例への対処を定めた決議の検討を通して、2011年以降、保護する責任への言及が増えてきたことが示される。

第六章では、事例分析を踏まえて理論的な考察を行う。保護する責任は規範として国連加盟国間で共有されつつあり、法制度化することなく、加盟国の意思決定に影響を及ぼすようになってきている。また、保護する責任の規範形成と伝播においては、カナダや欧州諸国だけでなく、国連事務総長や事務総長特別顧問、グアテマラやブラジルといった途上国の役割が重要であったことを指摘する。さらに、これらの過程で機能していたメカニズムとしては、コンストラクティビズムが従来想定していた説得や社会化だけではなく、加盟国間での政治的な交渉も合意を形成するうえで不可欠であったことが指摘される。

終章では、本論文全体の議論を整理したうえで、分析から得られた知見と本研究の限界を指摘する。最後に、保護する責任規範の伝播と実施について、今後の展望を述べる。